

議 案 第 281 号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

小学校の表大阪市立梅南小学校の項中「大阪市立梅南小学校」を「大阪市立梅南津守小学校」に改め、同表中大阪市立津守小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

梅南小学校及び津守小学校を統合して梅南津守小学校を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

省	略
小学校	
名 称	位 置
省	略
大阪市立 <u>梅南小学校</u>	省 略
<u>梅南津守小学校</u>	
省	略
<u>大阪市立津守小学校</u>	<u>大阪市西成区津守 3 丁目</u>
省	略
省	略